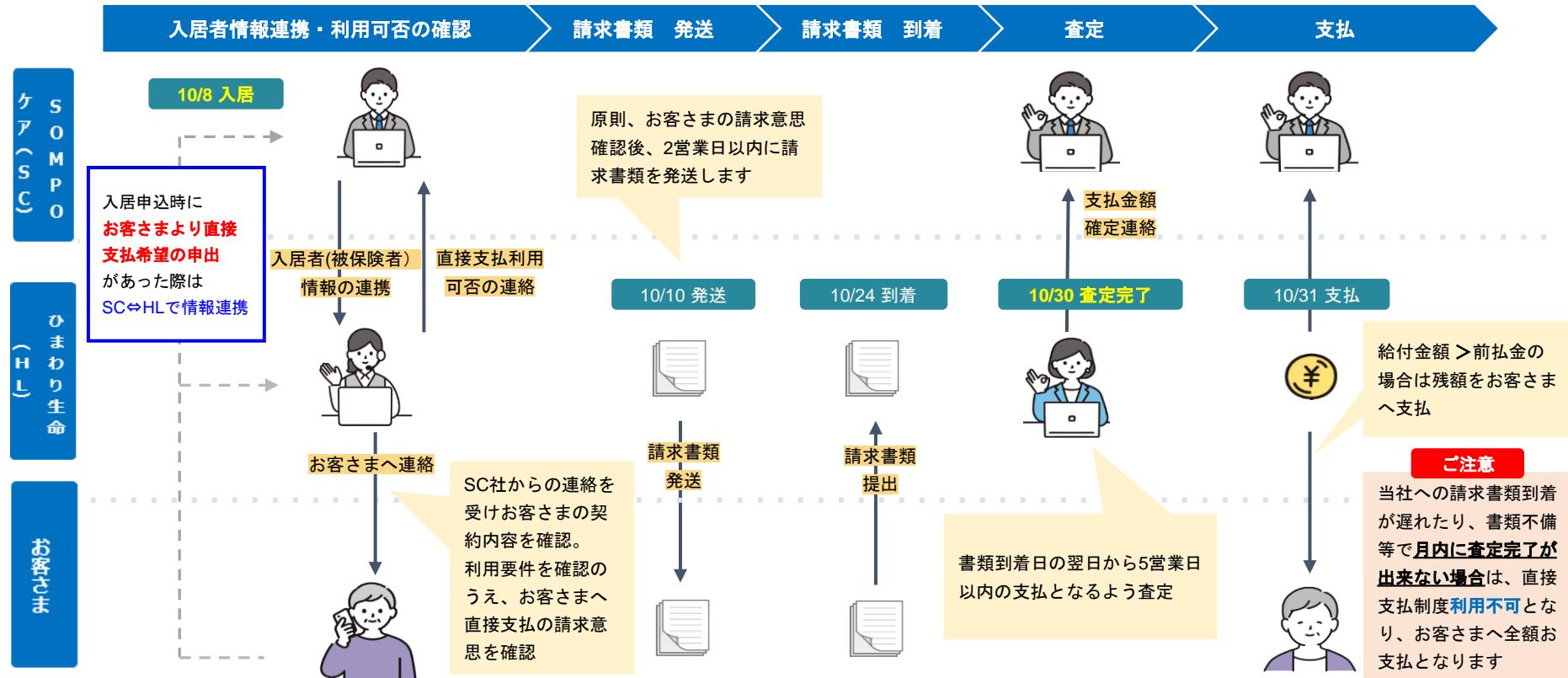


介護直接支払制度 概要

お客様が介護直接支払制度の利用をご希望される場合、SOMPOケアまたはひまわり生命にその旨お申し出をいただきます。

なお、当社への書類提出が遅れたり、書類不備等で月内に査定完了できない場合は、介護直接支払制度は利用不可となります。

(例) ■入居月：10/8（入居日）■査定完了日：10/30：入居月の月末までに給付金支払金額が確定（査定完了）しているため、直接支払制度の**利用可**



<1>制度の概要

請求権者から保険金・給付金等請求受付時または、受付前に本制度の利用希望があった際に、対象の保険金・給付金等を当社からSOMPOケア社へ直接お支払いいたします。

(1) 取扱開始日

本取扱は、2024年10月2日（水）請求受付分から対象となります。

(2) 対象となる費用

SOMPOケア社の介護施設入居にかかる前払金

※保険金・給付金額と前払金額の大小は問いません。

(3) 対象となる施設

SOMPOケア社の前払いプランのある施設に限ります。

※各施設のプランについては、SOMPOケア社HPよりご確認ください。

<2>請求書類

<必ず提出いただく書類>

- ・介護直接支払制度利用申請・支払指図書（請求書）
- ・同意書

<請求内容に応じて提出いただく書類>

- ・入院・手術・通院等証明書（診断書）
- ・介護保険被保険者証（写）または介護保険要介護・要支援等結果通知書（写）
- ・介護診断書
- ・障害診断書

<3>利用要件

ご利用要件は、原則として以下のとおりです。

- ①個人契約であること（個人事業主・法人契約は対象外となります。）
- ②本制度利用対象の保険金・給付金等の保障がある契約であること
- ③本制度利用対象の保険金・給付金等の支払事由に該当すること
- ④請求意思能力がある請求権者本人からの請求であること
- ⑤制度を利用する契約および他契約を含め、支払事由が責任開始日から2年を経過していること
- ⑥事実確認業務が実施されないこと
- ⑦質権設定契約、差押対象契約でないこと
- ⑧ご契約が解約・失効していないこと

<4>注意事項

- ・請求権者から本制度利用の意思表示があった際には、SOMPOケア社と当社で情報のやり取りをした後に当社からお客様に直接連絡します。その際に本制度の利用可否を判断するヒアリングや、今後の請求の流れ等の詳細説明をしたうえで、改めて本制度利用の意思確認します。その後、保険金サービス部からお客様に請求書類一式を直送しますので、**本制度利用に関する請求書類等は、営業店および代理店からお渡しすることができないようご注意ください。**
- ・SOMPOケア社からお客様へ前払金の残額（給付金額<前払金の場合）や、入居月の光熱費等の請求を翌月に行なうため、入居月の月末までに支払金額を確定させる必要があります。そのため、**入居月の月末までに支払金額を確定させること（査定完了）**ができない場合は、**本制度は利用できません。**また、万が一不備が発生し不備解消が間に合わず入居月の月末までに支払金額を確定させることができなかつた場合も同様です。
- ・本制度利用対象の保険金・給付金等の最終的なお支払い可否は、ご提出いただいた請求書類を確認して行ないます。

<5>対象の保険金・給付金等

主契約	特約	保険金・給付金
<ul style="list-style-type: none"> ・限定告知型医療保険（M2）（入院治療給付型） ・医療保険（M1-O1） ・低解約返戻金型終身保険 ・払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険 	介護一時金特約 限定告知介護一時金特約	介護一時金
<ul style="list-style-type: none"> ・限定告知型医療保険（M2）（入院治療給付型） ・医療保険（M1-O1） ・払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険 	医療用介護年金特約 限定告知介護年金特約	介護年金
・医療保険（M1-O1）	医療用総合生活障害保障特約	総合生活障害年金
・払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険	限定告知認知症一時金特約	認知症一時金 ※軽度認知障害一時金は対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・終身保険 ・低解約返戻金型終身保険 	介護前払特約	介護前払特約保険金
・変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）	—	就労不能・介護保険金